

令和2年3月6日

保護者様

春日部市立藤塚小学校長

### 3月の学級費及び教材費の返金・徴収について

浅春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、臨時休業中にもなう3月の学級費及び教材費の取扱いについて下記のとおりといたします。

#### 記

- 1 3月分の学級費について
  - ・3月分は徴収いたしません。
  - ・2月に3月分も合わせて徴収した学年につきましては、○/○○（ ）の登校日に返金いたします。
  
- 2 教材費について
  - ・取扱いについては学年ごとに異なります。
  - ※本日、配付の学年だよりでご確認ください。